

広島ドラゴンフライズファンクラブ 2017-2018 会員規約

第1条 会員規約

この規約は、株式会社広島ドラゴンフライズ（以下「当社」といいます。）が組織・運営する「広島ドラゴンフライズファンクラブ」（以下「本会」といいます）に関して、第5条に定める会員（以下「会員」といいます。）による利用の一切に適用されるものとします。

第2条 この規約の内容及びサービスの変更

当社は、この規約及び本会のサービス（以下、各種の特典を含み「サービス」といいます。）の内容を、会員の事前の了承を得ることなく、当社の裁量により随時変更することができ、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第3条 会員への通知方法

この規約及びサービスの内容の変更等に関する当社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き、当社の公式ホームページ及び、電子メール、会報誌等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点から、その効力が生じるものとします。

第4条 会員の種別

会員は以下の種別のおりとしてします。

- (1) ゴールドメンバー
- (2) レッドメンバー
- (3) ブルーメンバー

第5条 会員

1 会員とは、入会申込時において、この規約の内容を承諾の上、別途定める方法で入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において18歳未満の未成年者である場合は、申込みに関し保護者の同意が必要となります。

2 会員は、入会申込の時点で、この規約の内容に合意しているものとみなされます。

第6条 入会の承認及び取消

当社は、前条の入会申込者が次の各号の一に該当する場合を除いて、その申込を承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することが出来るものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、当社は、事前に通知することにより、その会員登録を抹消し、該当会員の会員資格を取り消すことが出来るものとし、その場合、第16条第4項の定めにより年会費を返却しません。

- (1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合

- (2) 入会申込者が実在しない場合
- (3) 本人の承諾なくして他人が申込をした場合
- (4) 入会申込者がいわゆる暴力団、構成員や関係者であると当社が認める場合
- (5) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不当な売買行為)、またはショバ屋行為(座席等の不当な占拠行為)である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為、またはショバ屋行為の常習者であると当社が認める場合
- (6) 過去に本会が提供するサービスにおける会員資格を取り消された実績がある場合
- (7) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合
- (8) 入会申込時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
- (9) この規約に違反した場合
- (10) その他、会員として不適切であると当社が認める場合

第7条 会員資格の有効期間

会員資格の有効期間は、2017年7月1日から2018年6月30日までとします。但し、左期間中に入会または継続の手続きを行われた方の有効期間は、会員証到着日より2018年6月30日までとします。

第8条 会員資格の自動更新

会員また当社が有効期間満了の1か月前までに更新拒絶をしない限り、前条の有効期間を1年間更新し、以後も同様とします。

第9条 会員証

- 1 当社が第6条の入会を承認する場合、会員証を発行し、これを会員に提供します。
- 2 会員証は、その裏面に会員名が記載されたご本人に限り利用可能とし、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとし、提示がない場合、サービスを受けることができないこととします。
- 3 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに第25条記載の「広島ドラゴンフライズファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。
- 4 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を当該希望者にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。その際、身分証名書、会員を証明する何らかの証明書を提出願います。ただし、この場合会員番号は当該再発行前の会員番号と異なります。
- 5 会員証発行後の返金、再発行前の会員証の利用はできません。

第10条 譲渡等の禁止

会員は、会員証、会員番号及びこの規約に基づく会員としての地位を、会員を含むいかなる第三者（以下「第三者」といいます。）に対して貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更または担保に供する等の行為はできません。

第11条 会員個人情報の変更

- 1 会員は、入会申込時に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により、第27条記載の「広島ドラゴンフライズファンクラブ事務局」宛に届け出ることとします。
- 2 会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとしこれらの注意を怠ることにより発生する送付物の再発送料金等をすべて負担するものとします。
- 3 ご入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 4 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。
- 5 婚姻などによる姓の変更等、当社が特別に承認した場合を除き、会員は入会時の届出内容である氏名を変更する事はできないものとします。

第12条 退会

- 1 会員は随時、所定の手続きを行い、本会を退会することができますが、退会と同時にその諸権利を失うものとなります。
- 2 会員資格は一身専属のものとし、当社は会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱います。
- 3 前2項の場合、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しません。
- 4 当社は、本会及びサービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第13条 自己責任の原則

- 1 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- 2 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 会員は、他者の行為に対する要望、疑問、若しくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 4 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。
- 5 当社以外の第三者が会員に対して提供するサービス等の利用に関連して会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第14条 営業活動の禁止

会員は、本会及びサービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為をおこなってはならないこととします。

第15条 その他の禁止事項

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

(1) 本会及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為

(2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為

(3) 第三者になりすまして本会に入会する行為

(4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為

(5) 会員証、会員番号、入会記念品、当選はがき、会報誌等の郵便物、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為

(6) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為

(7) 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為

(8) 本会の運営を妨げるような行為

(9) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為

(10) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第16条 年会費等の諸経費

1 第7条の有効期間に対応する本会の年会費は、ゴールドメンバー10,000円、レッドメンバー5,000円、ブルーメンバー3,000円とし、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は、別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。

2 会員は、前項に定める年会費等を当社の定める方法（現金支払い、クレジットカード決済、コンビニ決済等）により支払うものとし、当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。

3 会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。

4 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

5 第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担といたします。

6 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要な費用を別途負担するものとします。

第17条 会員番号の停止等

1 当社は、次の各号の一に該当する場合、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に対して設定・発行した会員番号の使用を停止する場合があります。

(1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により会員と連絡を取ることができない場合

(2) 第三者により会員番号が不正に使用されている場合、またはそのおそれがあると当社が認める場合

(3) 第6条に定める会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合

(4) その他、当社が緊急性が高いと認める場合

2 当社が前項の措置を行うことにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第18条 会員サービスの自動継続

当社は、クレジットカードで決済した会員に対してサービス有効期間中に次年度の会員サービスについての通知を行い、会員から退会の意思を受けない限り、登録したクレジットカードから現行の年会費の次年度分の徴収を行い、サービスの継続を行うものとします。

第19条 本会の終了

1 当社は、1ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

2 当社が前項の措置をとることにより会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を行わないものとします。

第20条 免責

当社は、本会及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第21条 会員に関する情報の取り扱い

1 当社は、会員に対する情報（会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等会員に関する情報（以下これらを総称して「会員情報」という。）を取得することとし、会員情報の保護に必要なかつ適切な措置を講じることとします。

2 当社における会員情報の取り扱いについては、当社の個人情報保護方針その他法令を遵守するものとします。

第22条 会員情報の利用目的

会員情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

(1) 本会における特典等商品を発送すること

(2) 当社の商品、サービス等本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便又は当社の業務委託先より送付すること

(3) 当社及び当社の業務委託先から、会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に電子メール、郵便等により送付すること

(4) 当社が会員を特定することができない形式により対外統計資料として提供すること

第23条 個人情報の第三者提供

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者(当社が本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。)に対して提供しないものとします。

第24条 規約の変更等

当社が必要と判断した場合には、会員にあらかじめ通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。ただし、会員に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとします。

変更後の規約は公式ホームページ上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第25条 準拠法

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第26条 専属的合意管轄裁判所

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、広島地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第27条 問合せ先

この規約についてのお問合せ、又この規約に基づく通知は、次の宛先へ行うものとします。

〒730-0013 広島市中区八丁堀 11-8 7F

「広島ドラゴンフライズファンクラブ事務局」

TEL 082-555-8355 / FAX 082-555-8356

ホームページ <http://hiroshimadragonflies.com/>

電子メールアドレス info@hiroshimadragonflies.com

附則 この規約は、2017年7月1日から施行します。